

添付法令資料 3 :

銀行を介するルピア及び円を使用したインドネシア及び日本間の
二国間取引決済に関する2026年5月12日付
インドネシア中央銀行理事会規則No. 10 (目次)
同月25日施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第3条)
- 第2章 基本原則 (第4条)
- 第3章 ルピア及び円の二国間取引の規制、育成及び監督の枠組み (第5条ないし第7条)
- 第4章 取引当事者
 - 第1節 インドネシア ACCD 銀行 (指定クロスカレンシー・ディーラー銀行)
 - 第1款 インドネシア ACCD 銀行の指定 (第8条及び第9条)
 - 第2款 インドネシア ACCD 銀行の評価 (第10条)
 - 第3款 インドネシア ACCD 銀行の指定の終了 (第11条及び第12条)
 - 第2節 インドネシアの顧客 (第13条)
- 第5章 金融活動
 - 第1節 ルピア建て SNA (非居住者特別目的口座) 及び円建て SNA の開設又は指定 (第14条ないし第16条)
 - 第2節 円建て SNA の管理 (第17条及び第18条)
 - 第3節 円建てサブ SNA の開設又は指定 (第19条)
 - 第4節 円建てサブ SNA の残高及びルピア建てサブ SNA の残高の管理
 - 第1款 円建てサブ SNA の残高の管理 (第20条)
 - 第2款 ルピア建てサブ SNA の残高の管理 (第21条及び第22条)
 - 第5節 ルピア及び円の資金移動 (第23条ないし第26条)
 - 第6節 融資 (第27条ないし第29条)
- 第6章 金融取引
 - 第1節 ドメスティック・ノンデリバラブル・フォワード取引 (第30条)
 - 第2節 対ルピア円取引
 - 第1款 通則 (第31条)
 - 第2款 ACCD 銀行間の対ルピア円取引 (第32条及び第33条)
 - 第3節 金融取引決済の調整 (第34条及び第35条)
 - 第4節 対ルピア円取引の決済 (第36条)
 - 第5節 スクエアポジション (第37条及び第38条)
 - 第6節 基礎取引
 - 第1款 基礎取引の種類 (第39条)
 - 第2款 基礎取引文書 (第40条及び第41条)
 - 第3款 クロスボーダー決済を介する基礎取引 (第42条)

- 第4款 対ルピア円取引のための基礎取引文書（第43条）
- 第5款 融資のための基礎取引文書（第44条）
- 第6款 基礎取引の通貨単位（第45条）
- 第7章 建値（第46条）
- 第8章 報告
 - 第1節 定期報告（第47条ないし第51条）
 - 第2節 臨時報告（第52条）
 - 第3節 報告の訂正（第53条）
- 第9章 制裁の賦課手続（第54条）
- 第10章 連絡（第55条）
- 第11章 経過規定（第56条）
- 第12章 終則（第57条及び第58条）